

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

u003c/divu003e

改 正 案		現 行	
別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～カ (略) キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。		別表第1（第1条関係） 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) (略) (2) 飼料一般の製造の方法の基準 ア～カ (略) キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	
飼料添加物名	対象動物	飼料添加物名	対象動物
(略)	(略)	(略)	(略)
バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第4号に掲げる動物をいう。以下同じ。）用	バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用

(略)	(略)
注 (略)	
ク～ス (略)	
(3) 飼料一般の使用の方法の基準	
ア (略)	
イ	
(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物に対し使用してはならない。	
ウ～カ (略)	
(4)・(5) (略)	
2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準	
(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格	
ア <u>家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品並びに次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）</u> 、 <u>家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）</u> 又は <u>魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）</u> をいう。以下同じ。）を含んではならない。	

(略)	(略)
注 (略)	
ク～ス (略)	
(3) 飼料一般の使用の方法の基準	
ア (略)	
イ	
(ア)・(イ) (略)	
(ウ) 綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物 <u>（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第4号に掲げる動物をいう。）</u> に対し使用してはならない。	
ウ～カ (略)	
(4)・(5) (略)	
2 動物由来たん白質 <u>（ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。）</u> 又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準	
(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格	
ア <u>牛等を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン</u> <u>その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）</u> を含んではならない。	

(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

(イ) 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたものであること。

a～d （略）

e 138℃で4秒間の殺菌処理

イ 次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、アの規定にかかわらず、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
<u>豚、鶏又はうずら</u>	(ア) <u>豚若しくは馬に由来する血粉又は血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</u> （イ） <u>豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</u> （ウ） <u>豚及び家きんに由来する原料を製造工程の</u>

(ア) 皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

(イ) 骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。

a～d （略）

e 138°で4秒間の殺菌処理

イ 牛等を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）

(エ) 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）

）
(オ) 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）

(カ) 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）

(キ) 食品廃棄物等（食品循環資源の再生利用等

	<p><u>の促進に関する法律（平成12年法律第116号） 第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。 。養殖水産動物の項において同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
<p><u>養殖水産動物</u></p>	<p><u>(ア) 確認済豚血粉等 (イ) 確認済豚肉骨粉等 (ウ) 確認済原料混合肉骨粉等 (エ) 確認済チキンミール等 (オ) 確認済家きん加水分解たん白等 (カ) 確認済魚介類由来たん白質 (キ) 牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉 又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛 （出生の年月日から起算して30月を経過した 日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根 神経節を含み、頸椎^{けい}横突起、胸椎横突起、腰 椎横突起、頸椎^{きよく}棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘 突起、仙骨翼、正中仙骨^{りょう}稜及び尾椎を除く。 以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第1 14号）第14条第1項から第3項までの検査を 経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」と いう。）が混入していないものに限る。）で あつて、これら以外のたん白質の製造工程と 完全に分離された工程において製造されたこ とについて農林水産大臣の確認を受けたもの （以下「確認済牛血粉等」という。）</u></p>

	<p><u>(ク) 牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。）</u></p> <p><u>(ケ) 食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</u></p>
蜜蜂	<p><u>(ア) 確認済豚血粉等</u></p> <p><u>(イ) 確認済チキンミール等</u></p> <p><u>(ウ) 確認済魚介類由来たん白質</u></p>

[削る。]

[削る。]

ウ 牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

エ 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。））、豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分

[削る。]

解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。

オ 豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）、家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。）を含んではならない。

[削る。]

カ 家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）を含んではならない。

[削る。]

キ 家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）を含んではならない。

[削る。]

ク 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）を除く。）を含んではならない。

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製

造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

[削る。]

[削る。]

イ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、動物由来たん白質を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大

造の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

エ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

[削る。]

[削る。]

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)のイの表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

[削る。]

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物に対し使用してはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）、家きん由来たん白質（

[削る。]

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) (略)

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しな

確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) (略)

イ 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しな

いこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20gを精密に量^{註1)}り、特級石油エーテル200mL

いこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3・4 (略)

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格

ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

試料約20gを精密に量^{註1)}り、特級石油エーテル200mL

を加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器（G 3^{注2)}）でろ過^{注3)}し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200 mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1℃で1時間乾燥し、デシケーター（シリカゲル）で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{W3 - W2}{W1} \times 100$$

W1：試料採取量（g）

W2：ガラスろ過器の重量（g）

W3：残留物の入ったガラスろ過器の重量（g）

注

- 1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてビーカーに量り取る。
- 2) 105 ± 1℃で1時間乾燥し、デシケーター（シリカゲル）で30分間放冷した後、重量を精密に量る。
- 3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ（略）

ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であつて反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂を

を加えて溶かした後、重量既知のガラスろ過器（G 3^{注2)}）でろ過^{注3)}し、ろ過器上の残留物を特級石油エーテル200 mLで十分に洗浄する。残留物の入ったガラスろ過器を105 ± 1°で1時間乾燥し、デシケーター（シリカゲル）で30分間放冷した後、重量を精密に量り、次式により不溶性不純物の含有量を算出する。

$$\text{不溶性不純物 (\%)} = \frac{W3 - W2}{W1} \times 100$$

W1：試料採取量（g）

W2：ガラスろ過器の重量（g）

W3：残留物の入ったガラスろ過器の重量（g）

注

- 1) 試料の油脂は、あらかじめ温湯中で十分溶解し、よくふり混ぜた後、ピペットを用いてビーカーに量り取る。
- 2) 105 ± 1°で1時間乾燥し、デシケーター（シリカゲル）で30分間放冷した後、重量を精密に量る。
- 3) 牛脂の一部には、ろ過中に油脂の一部が固化するものがあるため、秤量後直ちに石油エーテルを加え、完全に溶解した後、10分以内にろ過する。ろ過し難い試料は、吸引ろ過する。

イ（略）

ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。））を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘

いい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。

エ (略)

(2)～(5) (略)

突起、仙骨翼、正中仙骨^{りょう}稜及び尾椎を除く。) 及びと畜場法 (昭和28年法律第114号) 第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂 (以下「確認済動物性油脂」という。) であつて反すう動物由来動物性油脂 (反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。) を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。) を含んではならない。

エ (略)

(2)～(5) (略)